

## 別紙2 事業内容等の詳細

### 第1 事業内容の詳細

当事業においては、電気料金上昇のリスクを軽減するため、効果的な加温技術の組み合わせ等により省エネ生産体系を確立するものとし、次に掲げる事業を実施するものとする。

#### 1 省エネ技術導入検討会の開催

事業実施主体は、次の省エネ技術の中から、最適な技術について導入の検討を行うものとする。

- (1) 局所加温等省エネ技術
- (2) 日没後（EOD）加温処理や変夜温管理を利用した省エネ技術
- (3) 太陽光や蓄熱を利用した省エネ技術
- (4) スマートメーターを利用した省エネ技術
- (5) その他の電力使用量削減に資する技術

#### 2 現地検討会の開催

事業実施主体は、事業の進捗状況や効果の把握のため、現地検討会を開催するものとする。

#### 3 現地ほ場等試験の実施

事業実施主体は、省エネ技術を実証するため、現地ほ場を設置するものとする。

#### 4 省エネ技術導入効果の検証

事業実施主体は、省エネ技術を導入した現地ほ場におけるその効果等について検証するものとする。

#### 5 調査報告書の作成

事業実施主体は、4で検証した結果について、調査報告書として取りまとめるものとする。

### 第2 事業実施主体

別紙1の事業実施主体は、農業者の協力を受けた事業の実施体制が確保されていることとし、次に掲げるものとする。

#### 1 別紙1の事業実施主体の欄の1の協議会とは、次に掲げるものとする。

- (1) 生産者又は生産者団体、電気設備製造又は販売事業者、学識経験者、都道府県の試験研究機関や普及組織等のうち、事業成果の効果的な普及が行える関係者から構成されていること。
- (2) 事業実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがあること。

#### 2 別紙1の事業実施主体の欄の2の農業者団体とは、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体をいう。なお、農業者で組織する団体の場合、3戸以上の農業者で構成されるものとし、1の(2)及び(3)について協議会に準じる。

### 第3 事業実施基準

別紙1の補助要件の欄の2に定める事業実施基準は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 事業実施計画の内容が省エネ体系確立支援事業の成果目標に沿っていること。

- 2 事業実施主体が事業全体及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 3 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達・償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。
- 4 取組の内容が、事業実施主体の生産規模等からみて適正であり、かつ、過大ではないこと。
- 5 事業実施にあたって、事業実施主体は、適正なデータの取得が可能な体制を保持していること。

#### 第4 採択要件

##### 1 成果目標

成果目標は、次のいずれか一つを選択するものとする。

- ① 省エネ技術の導入により、電気使用量を10%以上削減。なお、電気以外のエネルギーを併用する場合は、その使用量が増加しないよう努めること。
- ② 電気使用量を生産量で除した数値を原単位とし、その10%を削減すること。

##### 2 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

#### 第5 補助対象経費

- 1 本事業の補助対象経費は、別表に掲げる経費のうち、取組に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- 2 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。
- 3 補助対象経費は、事業実施地域の実情に即した適正な価格により算定するものとする。
- 4 事業費の管理に当たっては、特別会計等を設けるなど他の経費と経理を区分するものとする。

別表（第5関係）

省エネ体系確立支援事業の補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費。	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費。	切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な機械、実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費。	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費。	
	資材費	事業を実施するために直接必要な資材等にかかる経費。	
	省エネ設備導入費	事業を実施するために直接必要な省エネ技術設備導入に関するリース・レンタルにかかる経費。 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合は取得を可とする。	取得価格が50万円以上の機械及び装置については、見積書（原則3社以上、該当する機械装置が1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付する。
旅費	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費。 ・短時間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額（5万円未満）な物品 ・CD-ROM等の少額（5万円未満）な記録媒体 ・試験等に用いる少額（5万円未満）な器具等	消耗品は物品受払簿で管理すること。
	委員旅費	事業を実施するために直	

		接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費。	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費。	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者に対して支払う労働に応じた対価（日給又は時間給）として支払われる経費。	雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 補助事業従事者別の出勤簿及び業務日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、とりまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費。	第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り委託できるものとする。 補助金の額の50%未満とすること。 事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費。	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料。	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙にかかる経費。	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う事業主負担分の経費。	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払	

う通勤にかかる経費。

1. 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
2. 上記の経費であっても次の場合にあつては認めないものとする。
  - (1) 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
  - (2) 事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタル